

平成 23 年 3 月 25 日
教 育 庁

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（6件・9名）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 おぎ の かず あき 荻野和朗
- (2) 学 校 名 東京都練馬区立大泉第二中学校
- (3) 職 名 教 員
- (4) 年 齢 28 歳
- (5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

平成 23 年 3 月 24 日

4 処分理由

平成 23 年 2 月 19 日頃、東京都新宿区内において、覚醒剤を使用した。
また、同日午後 5 時頃、同区内の路上において、覚醒剤を所持していた。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 つち や すずむ 土屋進
- (2) 学 校 名 東京都葛飾区立青葉中学校
- (3) 職 名 主任教諭
- (4) 年 齢 58 歳
- (5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

平成 23 年 3 月 24 日

4 処分理由

平成 21 年 5 月頃から平成 22 年 3 月 24 日までの間に、勤務校の生徒の宿泊行事に係る費用 425,492 円及び同校生徒の学校徴収金等に係る預金口座から不正に引き出した 1,626,049 円を横領した。

また、同年 5 月 17 日から同年 6 月 22 日までの間に、同校生徒の学校徴収金等に係る預金口座から不正に引き出した 647,040 円を横領した。

5 管理・監督者に関する事項

(1) 校長

ア 職名等

- (ア) 職 名 校 長
- (イ) 年 齢 57歳
- (ウ) 性 別 男

イ 処分の程度

減給10分の1 1月

ウ 発令年月日

平成23年3月24日

エ 処分理由

勤務校において、地区教育委員会から学校徴収金等の会計事故防止について指導を受けていたにもかかわらず、同校学校徴収金の適正な管理を怠り、平成22年5月17日から同年6月22日までの間に、同校主任教諭が、同校生徒の学校徴収金等に係る預金口座から不正に引き出した647,040円を横領する事態を招いた。

(2) 当時校長

ア 職名等

- (ア) 職 名 教 員
- (イ) 年 齢 57歳
- (ウ) 性 別 男

イ 処分の程度

減給10分の1 1月

ウ 発令年月日

平成23年3月24日

エ 処分理由

当時校長として勤務していた中学校において、地区教育委員会から学校徴収金等の会計事故防止について指導を受けていたにもかかわらず、同校学校徴収金等の適正な管理を怠り、平成21年5月頃から平成22年3月24日までの間に、同校主任教諭が、同校生徒の宿泊行事に係る費用425,492円及び同校生徒の学校徴収金等に係る預金口座から不正に引き出した1,626,049円を横領する事態を招いた。

(3) 副校長

ア 職名等

- (ア) 職 名 副校長
- (イ) 年 齢 52歳
- (ウ) 性 別 男

イ 処分の程度

減給10分の1 1月

ウ 発令年月日

平成23年3月24日

エ 処分理由

勤務校において、同校学校徴収金等の執行管理を行う立場であったにもかかわらず、同校学校徴収金等の適正な執行管理を怠り、同校主任教諭が、平成21年5月頃から平成22年3月24日までの間に、同校生徒の宿泊行事に係る費用425,492円及び同校生徒の学校徴収金等に係る預金口座から不正に引き出した1,626,049円を横領するとともに、同年5月17日から同年6月22日までの間に、同校生徒の学校徴収金等に係る預金口座から不正に引き出した647,040円を横領する事態を招いた。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校（区部）
- (2) 職 名 教 員
- (3) 年 齢 29歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

平成23年3月23日

4 処分理由

平成22年11月10日から同年12月28日までの間に、勤務校の女子生徒の自宅において、同女子生徒と性行為を複数回行った。

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記生徒が特定される可能性があることから、同生徒の人権に配慮し、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について」の「4 公表の例外」に基づき、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 員
- (3) 年 齢 39歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

平成23年3月25日

4 処分理由

病気休暇中であるにもかかわらず、平成22年12月5日から平成23年1月6日までの間に、許可権者の許可を受けずに海外旅行を4回行った。

また、上記の行為を隠蔽するため、平成23年1月7日午前8時頃及び同月13日午後4時頃、校長に対して虚偽の報告を行った。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 57歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

平成23年3月24日

4 処分理由

平成22年3月下旬頃、当時勤務していた中学校において、個人情報を持ち出す際には校長の許可を得る必要があるにもかかわらず、校長の許可を得ずに、平成18年度から平成20年度までの間に同校に在籍した生徒500名分の社会科の評価等及び同生徒118名分の電話番号等の個人情報を保存した自己所有のUSBメモリを、同校から持ち出した。

また、平成22年9月3日午前11時頃から同月9日午後1時40分頃までの間、勤務校において、私物のUSBメモリを持ち込む際には管理職の許可を得る必要があるにもかかわらず、管理職の許可を得ずに同USBメモリを持ち込み、同個人情報を紛失した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 員
- (3) 年 齢 28歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

平成23年3月24日

4 処分理由

平成22年9月30日午後7時45分頃、勤務校において、個人情報を持ち出す際には校長の許可を得る必要があるにもかかわらず、校長の許可を得ずに、平成20年度から平成22年度までの間に同校に在籍した生徒1,114名分の英語の評価・評定一覧表等の個人情報を保存した公費購入のUSBメモリを同校から持ち出し、同日午後8時頃、都内の駅において、同USBメモリを紛失し、平成22年10月5日午後2時頃までの間、同個人情報を紛失した。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）